

## 公益社団法人尼崎市シルバー人材センター安全就業基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人尼崎市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員が安全に就業するための取組を定めることにより、会員の事故及び第三者の損害の発生を未然に防止することを目的とする。

(遵守義務)

第2条 会員は、就業に当たっては、この基準を遵守し、安全就業に努めなければならない。

(安全就業のポイント)

第3条 会員は、次の各号に掲げる安全就業ポイントを守り、就業しなければならない。

- (1) 作業を行う前に必ず下見を行い、作業現場の状況を確認すること。
- (2) 作業は安全第一を心がけ、急いだり慌てたりしないこと。
- (3) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
- (4) 衣服や履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (5) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (6) 機械や器具類は、使用前に必ず点検すること。
- (7) 共同作業では、合図や連絡を正確に行うこと。
- (8) 不慣れな又は自信がない作業については、実施方法を他の会員に相談するなど独断で行わないこと。
- (9) 作業中の私語は、お互いの注意力を損なうので慎むこと。
- (10) 危険を伴う場所での作業は行わないこと。
- (11) 定められた交通ルールを厳守すること。
- (12) 自己の年齢や体調を十分認識し、無理をしないこと。

(安全就業基準マニュアルの遵守)

第4条 会員は、次の各号に掲げる区分ごとにセンターが別に定める安全就業基準マニュアルを守り、就業しなければならない。

- (1) 植木・剪定・伐採編
- (2) 除草・除草剤編
- (3) 大工・塗装編
- (4) 清掃編

2 前項各号の安全就業基準マニュアルについては、就業の状況により変更し、又は廃止することがある。

(安全保護具の使用)

第5条 会員は、前条に規定する作業別の安全就業基準マニュアルに従い、

作業ごとに定められた安全保護具を使用したうえで、当該作業を行わなければならない。

(センター業務車両の運転)

第6条 会員は、センター業務車両を運転するときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 交通ルールを厳守し、常に安全運転を心がけること。
- (2) 運転中に事故が発生したとき、又は故障等の車両トラブルが発生したときはセンターに報告すること。
- (3) 運転前後にアルコール検知器による酒気帯び確認を行い、センター所定の用紙に測定結果を記録すること。
- (4) 運転前の測定で呼気中のアルコールが検知されたときは、酒気帯び運転の基準値である0.15mg/l未満であっても、車両の運転は行わないこと。この場合において、受注業務に支障が生じるときは、直ちにセンターに報告すること。
- (5) 運転後の測定で呼気中のアルコールが検知されたときは、直ちにセンターに報告すること。

(交通災害の防止)

第7条 会員は、就業中及び就業途上においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 常に時間の余裕を持って行動すること。
- (2) 降雨等で路面の状態や視界が悪いときは、特に転倒等の事故に注意すること。
- (3) 自転車、単車、自動車を運転する場合は、細心の注意を払うこと。

(自然災害時の対応)

第8条 会員は、台風等の自然災害による警報が発令されている場合においても、原則として、安全を確認したうえで就業するものとする。ただし、降雨や降積雪等のときには通常就業しない職種については、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、警報が発令されている際の就業について、就業先が定めたルールが示されている場合はそのルールに従い、ルールが示されていない場合は、その都度就業先に確認したうえで、その指示に従うものとし、独断で判断してはならない。

(健康管理)

第9条 会員は、次の各号に掲げる事項を守り、常に健康管理に努めなければならない。

- (1) 定期的な健康診断を受けるなど、自己の健康状態を把握すること。
- (2) 夏季の作業では熱中症にならないよう、水分・塩分をこまめに摂る

こと。

(3) 疲労が蓄積しないように、休養や睡眠を十分取るよう心がけること。  
(安全講習の受講等)

第10条 会員は、安全・適正就業委員会が策定した事業計画に基づき、センター又は地域班が実施する安全講習会等の安全就業のための取組に積極的に参加しなければならない。

(就業現場の安全点検)

第11条 会員は、安全就業推進員が行う就業現場の安全点検において、指導や助言等を受けたときは、これに従い安全就業に努めなければならない。

(事故等の報告等)

第12条 会員は、就業中又は就業途上における傷害事故又は賠償責任事故(以下「対象事故」という。)について、速やかにセンターに報告しなければならない。

2 会員は、自らの技能、健康状態、就業意欲、判断力の低下等により、安全就業に不安がある場合は、速やかにセンターに相談しなければならない。

(事情聴取及び安全指導)

第13条 事故を起こした会員は、前条第1項の規定によりセンターに報告した対象事故(明らかに会員の過失が認められないとセンターが判断したものを除く。)について、センターが作成する事故報告書及び別に定めるペナルティ対象判断表に基づき、当該会員(作業班にあっては、その代表者)が所属する地域班の代表世話人及び就業先を担当するセンター職員の立ち会いの下、安全就業推進員が行う事情聴取を受けなければならない。この場合において、作業班にあっては、当該事故に関係したすべての班員が出席しなければならないものとする。

2 前項の事情聴取は、事故発生日から3か月以内に受けるものとする。ただし、負傷の程度が重く体調が優れないなど、3か月以内に受けることができない事情があるときは、この限りでない。

3 当該会員は、第1項の事情聴取において分析された事故原因に基づき行う、安全就業推進員の安全指導を遵守し、事故の再発防止に努めなければならない。

(ペナルティ措置の遵守)

第14条 当該会員は、前条第1項の規定による事情聴取において、安全就業推進員によるペナルティ対象の判定を受けたときは、別に定める安

就業におけるペナルティ措置の取扱いに基づく措置を遵守しなければならない。

- 2 前項で決定した措置に対し、当該会員が不服を申し立てたとき又は安全就業推進員が違反項目を判定しがたいと判断したときは、安全・適正就業委員会において協議し、判定する。

(基準の改廃)

第15条 この基準の改廃は、安全・適正就業委員会において決定するものとする。

(委任)

第16条 この基準に定めるほか、この基準の施行については必要な事項は、安全・適正就業委員会委員長が定める。

附 則

この基準は、令和5年11月1日から施行する。

この基準は、令和6年4月1日から施行する。